

## 競争的資金等運営管理規程

平成 27 年 3 月 1 日 制定  
平成 30 年 1 月 15 日 改訂

### (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人ふれいす東京（以下、「本法人」という。）における科学研究費補助金などの競争的資金（以下、「競争的資金等」という。）に関して適正な運営・管理を確保することを目的とする。

### (行動の規範)

第 2 条 研究者、事務担当者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、研究倫理に則り、関係法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守する。

### (最高管理責任者)

第 3 条 競争的資金等に関する運営・管理の最高管理責任者を置き、代表がそれを担当する。

2 最高管理責任者は、以下に規定する統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

### (統括管理責任者)

第 4 条 競争的資金等に関する運営・管理の統括管理責任者を置き、研究事業担当理事がそれを担当する。

2 統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理についてふれいす東京全体を統括する。

### (コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 競争的資金等に関する運営・管理のコンプライアンス推進責任者を最高管理責任者がこれを任命する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、実務上の責任を負う。競争的資金等の運営・管理に係る全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施して受講を管理し、構成員が適切に管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

### (経理事務担当者及び監事)

第 6 条 競争的資金等の経理に関する事務は、研究・研修部門の経理事務担当者がこれを行う。

2 競争的資金等の監査に関する事務は、内部監査担当者の監督のもとに、事務・総務部門の経理担当者がこれを行う。

### (コンプライアンス推進委員会)

第 7 条 コンプライアンス検討委員会（以下、「委員会」という。）を置き、競争的資金等の運営・管理の方針、コンプライアンス教育、不正防止計画、モニタリング等に関する事項について審議し、指針を策定する。

- 2 委員会は、次の者をもって構成する。
  - 1 統括管理責任者（委員長）
  - 2 監事
  - 3 その他、委員長が必要と認めた者

（本規定の改廃）

第8条 本規定の改廃は、理事の発議に基づき、理事会が決定する。